

## 【表紙】

|            |   |
|------------|---|
| 【提出書類】     | 臨時報告書   |
| 【提出先】      | 関東財務局長  |
| 【提出日】      | 平成24年6月27日  |
| 【会社名】      | 日本たばこ産業株式会社   |
| 【英訳名】      | JAPAN TOBACCO INC.  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小泉 光臣   |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号   |
| 【電話番号】     | 03(3582)3111(代表)  |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号   |
| 【電話番号】     | 03(3582)3111(代表)  |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行  |
| 【縦覧に供する場所】 | 日本たばこ産業株式会社 埼玉支店<br>(さいたま市大宮区下町一丁目55番1号)<br>日本たばこ産業株式会社 横浜支店<br>(横浜市神奈川区金港町3番地1)<br>日本たばこ産業株式会社 名古屋支店<br>(名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号)<br>日本たばこ産業株式会社 大阪支店<br>(大阪市北区大淀南一丁目5番10号)<br>日本たばこ産業株式会社 神戸支店<br>(神戸市中央区中山手通三丁目7番23号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>株式会社大阪証券取引所<br>(大阪府中央区北浜一丁目8番16号) |

## 1【提出理由】

平成24年6月22日開催の当社第27回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものです。

## 2【報告内容】

イ. 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月22日

ロ. 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金6,000円 総額57,128,844,000 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

単元未満株式の権利についての規定及び単元未満株式の売渡請求に対応するための規定について新設するものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、木村宏、小泉光臣、新貝康司、大久保憲朗、佐伯明、宮崎秀樹、岩井睦雄を、社外取締役として岡素之、幸田真音を選任するものです。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、中村太を選任するものです。

<株主提案（第5号議案から第8号議案まで）>

第5号議案 剰余金の配当の件

第27期の期末剰余金の配当として、当社普通株式1株当たり金20,000円を配当するものです。

第6号議案 自己株式の取得の件

当社第27回定時株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数1,600,000

株、取得価額の総額800,000,000,000円を限度として、金銭の交付を持って取得することとするものです。

第7号議案 定款一部変更の件

株主総会において、自己株式の消却について決議することができる旨の規定を新設するものです。

第8号議案 自己株式の消却の件

第7号議案の可決を前提に、当社が保有する全ての自己株式を消却するものです。

ハ、当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

| 決議事項   | 賛成数       | 反対数     | 棄権数     | 賛成率 | 決議結果 |
|--------|-----------|---------|---------|-----|------|
| 第1号議案  | 7,213,552 | 962,483 | 153,044 | 84% | 可決   |
| 第2号議案  | 8,265,177 | 87,587  | 153,081 | 97% | 可決   |
| 第3号議案  |           |         |         |     |      |
| 木村 宏   | 8,287,686 | 65,089  | 153,044 | 97% | 可決   |
| 小泉 光臣  | 8,299,329 | 53,446  | 153,044 | 97% | 可決   |
| 新貝 康司  | 8,312,102 | 34,948  | 158,769 | 97% | 可決   |
| 大久保 憲朗 | 8,299,183 | 47,867  | 158,769 | 97% | 可決   |
| 佐伯 明   | 8,298,292 | 48,758  | 158,769 | 97% | 可決   |
| 宮崎 秀樹  | 8,290,719 | 56,331  | 158,769 | 97% | 可決   |
| 岩井 睦雄  | 8,304,206 | 42,844  | 158,769 | 97% | 可決   |
| 岡 素之   | 8,343,764 | 15,246  | 146,809 | 98% | 可決   |
| 幸田 真音  | 8,344,193 | 14,817  | 146,809 | 98% | 可決   |
| 第4号議案  |           |         |         |     |      |
| 中村 太   | 8,288,016 | 71,016  | 146,809 | 97% | 可決   |

< 株主提案（第5号議案から第8号議案まで） >

| 決議事項  | 賛成数       | 反対数       | 棄権数    | 反対率 | 決議結果 |
|-------|-----------|-----------|--------|-----|------|
| 第5号議案 | 1,090,480 | 7,157,620 | 18,886 | 84% | 否決   |
| 第6号議案 | 1,358,713 | 7,121,769 | 25,145 | 83% | 否決   |
| 第7号議案 | 1,367,523 | 7,126,819 | 11,313 | 83% | 否決   |
| 第8号議案 | —         | —         | —      | —   | —    |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案、第5号議案、第6号議案及び第8号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案及び第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数8,505,904個に対する、事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して賛成を確認した議決権の数の割合であります。

第5号議案の反対率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数8,444,312個に対する、事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して反対を確認した議決権の数の割合であります。

また、第6号議案及び第7号議案の反対率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数8,505,867個に対する、事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して反対を確認した議決権の数の割合であります。

3. 第8号議案は、第7号議案の承認可決が前提となっておりますが、第7号議案が否決されたため、議案として取り上げておりません。

二. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認した議決権の数により、会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。